

最低の生活水準と 不適切な所得のグループ

M. Hiral (チェコスロヴァキア)

本稿には、この国の社会保障研究所が、最低生活水準にかんする調査研究で発見した主要な点の要約が示されており、その調査結果は1971年に発表された。

まず初めに触れているのは、雇用されていない年金受給者の生活水準を測定するために用いた統計的概念が、経済活動中の人びとを含めるように拡大されたということである。1967年に行なわれたあるサンプル調査は、全人口の12分の1が最低生活水準以下であったことを明らかにした。その比率がしばしばより大きい大部分の発達した資本主義諸国の状況と比較すれば、上述した調査結果は有利な立場を示している。

最低の水準以下と評価された人びとのうち、多くの人びとは年金受給者を世帯主とする世帯で占められていた。つまり、扶養家族を抱えるすべての年金受給者のうち、5分の1はこのカテゴリーに含まれていた。しかし、1967年の調査は、このような形が老齢な人びとのもつ問題ではなくて、子供を扶養している家庭の問題であることを明らかにした。成人に対する子供の比率が平均より高い場合には、最低生活水準以下に転落するいちじるしい傾向のあることを、調査結果の証拠が示している。年金受給者を世帯主とする世帯と、子供の扶養に責任を有する世帯の双方が一緒に組合わされている世帯では、資産をもっていないのが最も一般的な形であった。したがって、十分な所得を得ていないし、扶養する子供をもっていない成人の数は、子供を抱えており、しかも、十分な所得を得ていない世帯の数より少ない。

適切な資力ももっていないし、扶養する子供も抱えていない成人については、その大部分が農民か自営業者で見うけられた。十分な資力をもたない者の問題は、全人口のうち、経済活動に従事する以前とその活動を終えた人びとによく見うけられるので、そのような事情からみれば、解決策は保証された最低賃金を通じて見出だされるのではなくて、むしろ、保証された最低年金と最低の世帯所得という政府の社会政策を通じて達成される。

1955年と1967年の両年における低所得グループの範囲と構成を比較するために、平均所得の統計から得たある概念を用いて、最低生活水準以下の人口が示す相対的な比率を、9年間について計算するある試みが行なわれた。利用できる資料にもとづいて得られたその結論は、最低生活水準以下の資力をもつ人びとの占める比率が、一般的にみれば、私的部門から社会化された経済の部門に人口の移動を生じた期間に、減少してきたということに到達した。しかし、その9年間には、年金受給者と自営業者の間で、適切な所得を得ていない人びとの人数が増加していた。このような姿は、過去10年間に少ない年金を上げる努力が十分でなかったということを示している。年金受給者達はニードを認められている人びとの中で、最も重要な社会的集団となっていた。かれらの占める比率は、資力が最低生活水準以下となる人びとのうち、18%から51%に上昇してきた。

子供をもっており、かつ十分な所得を得ていない世帯の数は、自営業者の間だけでいちじるしく増えてきたが、扶養する子供を抱えた筋肉労働者の世帯における増大は、きわめて僅かである。

その結果、考察された期間に生じた最も重要な変化は、適切な資力をもたない年金受給者の人数が増えたことであった。たとえば、1958年に、適切

な資力をもたない年金受給者と経済活動に従事する成人の人数は、事実上では等しかったが、しかし、1967年には、生計困難な年金受給者の人数は、子供のいない経済活動従事者の4倍に増加していた。

したがって、問題は低所得の問題を減らすことができないことであった。低所得グループは自営業者についてだけ明白な要素になっていた。生活困窮の問題は最低賃金政策を通じてのみ達成されるべきではなくて、最低の老齢年金と世帯の所得の制度を通じて実現されるべきである。

Existencni Minimum A Skupiny Obyvatelstua S
Nedostatecnymi Prijmy V CSSR, Politicka
Ekonomie, No. 6, 1971, pp. 511-532; No. 17,
'72/73.

家族手当の分析と提案

Martha N. Ozawa (アメリカ)

本稿には、家族手当の社会的、経済的、および政治的な正当性が論述されている。筆者は家族手当制度に含まれた重要な論点を伝え、かつ、合衆国に採用を考えられるような制度についてある提案を示している。

一般に、家族手当は子供の養育による負担を平等化することによって、社会的公正を確立するために発達してきた。その制度は子供のいない世帯から子供のいる世帯に、所得の水平的再分配とある程度の垂直的再分配を行なうある分配方法である。統計はある世帯における子供の養育が、極端に重い負担になって

いることを示している。たとえば、1966年に合衆国で貧困な総数2,970万人のうち、1,250万人、つまり42%が子供であった。これらの貧困な子供達は、すべての子供の18%に当り、全世界の7%に集中していた。

家族手当には、多くの社会的正当性があるが、しかし、最も多く指摘されているうちの1つは、そのような手当が賃金制度と、賃金比例の給付を支払う社会保険制度の双方に存在する各世帯のニーズを考慮しないで作り上げられているということである。

政策的には、家族手当が出産のコントロール政策と結びつけられるならば、この手当は質的および量的な面において、ある建設的な人口政策を発達させるのに、ある役割を果たすことができる。もっとも、家族手当が上昇した出生率をもたらすということを示す証拠は、なんら存在していない。家族手当制度が賃金制度と所得水準と関係をもっていない場合には、家族手当制度の仕組みは、労働に対する刺戟を弱めるとは思われない。他の国々における経験は、制度の財源調達と管理・運営が雇用関係や賃金制度と関係をもっていない場合に、一般的な状況では、家族手当に対する労働組合の反応が好意的であったということを示している。

筆者は家族手当制度の導入に伴う主要な論点のうち幾つかを検討しており、たとえば、それらの論点は手当の水準、制度の財源を調達する方法、および、支払いが第1子から開始されるべきか、それとも、家族がある人数の大きさになってからかということである。なんらかの調整が必要な場合に、子供をもっている世帯の租税取扱いに調整が行なわれるべきだという問題も、イギリスとカナダの家族手当制度を参照しながら論述されている。カナダとイギリスの例にもとづいて、子供に対する租税控除を用いる累進的な所得税の仕組みは、子供をもっている高所得の世帯を優遇するという結論を、筆者は示している。世